

財務省告示第一百一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の六第四項の規定に基づき、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成十七年条約第八号）附属書一の日本国の表（以下「日本国の表」という。）において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められる物品について、輸入額が一定の額を超えることとなつた物品及び月を次のとおり告示する。

平成十九年五月三十一日

財務大臣 尾身 幸次

- 一 輸入額が一定の額を超えることとなつた物品 日本国の表第5欄に注釈番号24が付された物品
- 二 輸入額が一定の額を超えることとなつた月 平成十九年四月